

犯罪被害者支援と Restorative Justice に関する歴史社会的考察

岡村逸郎（筑波大学大学院・日本学術振興会）

1 目的

本報告の目的は、犯罪被害者支援の歴史的な形成過程における Restorative Justice の位置を、法学者と精神科医との相互作用に注目して明らかにすることである。

2 方法

用いる資料は、タイトルに「Restorative Justice」ないしその訳語である「修復的司法」「回復的司法」「修復的正義」などを含む論文・著書である。そして、A. アボットの視座、すなわち、ある問題に関する管轄権をめぐる展開される複数の専門職集団間の相互作用に注目する視座に依拠する (Abbott 1988)。

3 結果

犯罪被害者支援を対象にした先行研究においては、その歴史的な形成過程を複数の専門職集団に注目して分析することが十分になされてこなかった。岡村逸郎は、そのなかで、法学者と精神科医との相互作用に注目して分析を展開してきた (岡村 2015; 岡村 2016)。

Restorative Justice (以下, RJ) は, H. ゼアによって提唱された言葉である (Zehr 1995=2003 など)。従来の法学においては、犯罪が、法秩序を侵害するものとして捉えられてきた。対して RJ においては、犯罪が、加害者 - 被害者 - コミュニティという 3 つの当事者間の関係を侵害するものとして捉えられた。そして、当事者が対話する場を設けることで侵害された関係を修復し、それぞれの当事者の回復を支援することが目指されてきた。

日本における RJ は、法学者と社会学者を中心として輸入・展開されてきた (高橋 2003 など)。RJ に対しては、それが被害者に精神的被害を与えるものだという精神科医からの批判や、修復的「司法」という場を司法に限定した言葉を用いるべきでないという批判が展開された。

4 結論

本報告は、犯罪被害者支援に携わる法学者の「専門性」が模索された一事例として、RJ に関する議論を分析する。そして、修復的司法という言葉が、精神的被害に関する法学者の管轄権を確立するために、精神科医との相互作用のなかで用いられたことを明らかにする。

[文献]

Abbott, Andrew, 1988, *The System of Professions: An Essay on the Division of Expert Labor*, Chicago and London: University of Chicago Press.

岡村逸郎, 2015, 「犯罪被害者支援における『対等』な支援者 - 被害者関係の社会的構築——2 次被害の概念を用いた被害者学者の活動に関する歴史的考察」『犯罪社会学研究』40: 87-99.

———, 2016, 「犯罪被害者支援に携わる精神科医の 2 つの『専門性』——精神的被害の管轄権とケアの非対称性に注目して」『福祉社会学研究』13: 132-53.

高橋則夫, 2003, 『修復的司法の探求』成文堂.

Zehr, Howard, 1995, *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice*, Herald Press. (=2003, 西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳『修復的司法とは何か——応報から関係修復へ』新泉社.)